

## 評議員及び役員の報酬等並びに本部嘱託職員の給与等に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人みその（以下「法人」という。）の評議員並びに理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等並びに本部嘱託等職員の給与等について定めるものとする。

(評議員の報酬等)

**第2条** 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬、旅費交通費及び宿泊費を支給する。

**2** 評議員が評議員会出席以外で、法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬、日当、旅費交通費及び宿泊費を支給する。

(役員の報酬の総額)

**第3条** 役員の報酬の総額は、各年度で600万円を越えないものとする。

(当法人職員を兼務していない常勤理事の報酬等の支給)

**第4条** 社会福祉法人みその（以下「当法人」という。）職員を兼務していない常勤理事とは、別表3の「役職名」に定める者とする。

**2** 当法人職員を兼務していない常勤理事の報酬の額は、別表3の「年俸」に定める額とする。

**3** 当法人職員を兼務していない常勤理事が、理事会、評議員会または理事会に出席、あるいは法人業務等のために出張する場合は、別表4により日当、旅費交通費及び宿泊費を支給する。

(当法人職員を兼務していない常勤理事の報酬の支給方法)

**第5条** 当法人職員を兼務していない常勤理事に対する報酬の支給方法は、以下のとおりとする。

(1) 別表3の「年俸」に定める額の16分の1を、給与支払い日に月例給与として支給する。

(2) 別表3の「年俸」に定める額の16分の4を2分して、6月及び12月に期末勤勉手当として支給する。

(3) 別表3の「年俸」に定める額のほか、通勤手当を支給する。

(当法人職員を兼務していない常勤理事の報酬の日割り計算)

**第6条** 新たに当法人職員を兼務していない常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

**2** 当法人職員を兼務していない常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。

**3** 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の勤務予定日数を基礎として日割りによって計算する。

(当法人職員を兼務していない理事の報酬等)

**第7条** 当法人職員を兼務していない理事が理事会に出席したときは、別表5により報酬、旅費交通費及び宿泊費を支給する。

(削除)

**2** 当法人職員を兼務していない理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表6により報酬、日当、旅費交通費及び宿泊費を支給する。

(監事の報酬等)

**第8条** 監事が法人及び施設の運営状況の指導または監事の業務にあたった場合は、業務の内容に応じ別表7により報酬、日当、旅費交通費及び宿泊費を支給する。

(当法人職員である理事及び本部職員の出張旅費)

**第9条** 法人職員である理事または本部職員が、評議員会または理事会に出席、あるいは法人業務等のために出張する場合は、別表8により日当、旅費交通費及び宿泊費を支給する。

**2** 法人職員である理事または本部職員が、評議員会又は理事会に出席あるいは同行する場合、あるいは法人及び施設の運営のために、評議員または当法人の職員以外の役員に同行した場合は、実情に応じて報酬を除き評議員または当法人の職員以外の役員と同等の取扱いができるものとする。ただし、在勤地内で開催される評議員会、理事会等には、本規定は適用しないものとする。

(本部嘱託等職員の給与等)

**第10条** 嘱託の契約期間は1年とし、理事長が必要と認めた者にはその都度更新する。

**2** 嘱託には、給与を年単位の額（以下「年俸」という。）で支給する。

**3** 年俸の支払は次のとおりとする。

- (1) 期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- (2) 決定された年俸の16分の1を、給与支払い日に月例給与として支給する。
- (3) 決定された年俸の16分の4を2分して、6月及び12月に期末勤勉手当として支給する。
- (4) 年俸のほか、通勤手当を支給する。

(改正)

**第11条** 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経たうえで、評議員会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成29年6月18日から実施する。
2. 役員報酬等及び本部嘱託等職員の給与等に関する規程を廃止する。

附 則

1. この規程は、2021年4月1日から実施する。

附 則

1. この規程は、2024年4月1日から実施する。

別表1（評議員が評議員会に出席した場合）

役職名	報酬	旅費交通費	宿泊費（1泊当たり）
評議員	20,000円	実費	20,000円

別表2（評議員が評議員会出席以外で、法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合）

役職名	報酬	日当（1日当たり）	旅費交通費	宿泊費（1泊当たり）
評議員	20,000円	5,000円	実費	20,000円

別表3（当法人職員を兼務していない常勤理事の種類及び報酬の額）

役職名	年俸
理事長（常勤）	年額400万円

別表4（当法人職員を兼務していない常勤理事が、理事会または評議員会に出席、あるいは法人業務等のために出張する場合）

役職名	日当（1日当たり）	旅費交通費	宿泊費（1泊当たり）
理事長（常勤）	5,000円	実費	20,000円

別表5（当法人職員を兼務していない理事が理事会に出席した場合）

役職名	報酬	旅費交通費	宿泊費（1泊当たり）
理事	20,000円	実費	20,000円

別表6（当法人職員を兼務していない理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合）

役職名	報酬	日当（1日当たり）	旅費交通費	宿泊費（1泊当たり）
理事	20,000円	5,000円	実費	20,000円

別表7（監事が担う業務の種類及び報酬等の額）

業務の内容	報酬	日当（1日当たり）	旅費交通費	宿泊費（1泊当たり）
定款19条第1項の業務	100,000円	—	実費	20,000円
理事会への出席	20,000円	—	実費	20,000円
評議員会への出席	20,000円	5,000円	実費	20,000円
上記以外の業務	20,000円	5,000円	実費	20,000円

別表8（法人職員である理事または本部職員が、評議員会または理事会に出席、あるいは法人業務等のために出張する場合）

役職名	日当（1日当たり）	旅費交通費	宿泊費（1泊当たり）
理事（法人職員）	2,000円	実費	10,000円
本部職員	2,000円	実費	10,000円